

各制度による運営形態別の比較

	地方公営企業		地方独立行政法人		指定管理者
	一部適用(財務)	全部適用	特定(公務員型)	一般(非公務員型)	
共済関係 (年金、健康 保険)	・地方職員共済組合に加入		・地方職員共済組合に加入 一般(非公務員型)についても、地方公共団体の一定の関与があり、公共性が高い法人であることから、地方公務員等共済組合法が適用され、公務員と同じ給付がなされる。		・指定管理者の形態に応じて、健康保険組合、厚生年金等に加入 指定管理者に雇用されている他の職員と同じ。
退職手当	一般の地方公務員と同様の制度が適用される。	実態として一般の地方公務員と同じ。 退職時に、一般の公務員の在職期間を通算	想定として一般の地方公務員と同様の制度が適用される。 地方公営企業から移行した地方独立行政法人の場合、法人退職時に、公務員の在職期間を通算	法人の業務実績を考慮し、社会一般の情勢に適合。	・指定管理者が定める。 指定管理者の定めによるが、公務員の在職期間は通算されないことが想定される。